

第409回神奈川県最低賃金審議会
議事録

1 日時 令和2年8月5日(水)午後1時30分から午後2時00分まで

2 場所 横浜第2合同庁舎 共用第2会議室

3 出席者

公益代表委員 赤羽淳、遠藤淳子、千葉景子、盛誠吾
(欠席:石崎由希子)

労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、林典子、山川眞一

使用者代表委員 大竹准一、上谷公志郎、栗原敏郎、清水智華子、
松村俊幸

4 議事

(1) 神奈川県最低賃金の改正について

(2) その他

【事務局：専門監督官】

それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日もお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

本審議会は公開することとされており、傍聴人の方は、公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行にご協力いただきますよう、お願いします。

本日の出席状況は、15名の委員のうち、14名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づきまして、本会議は有効に成立しているということをご報告申し上げます。

本日の資料としては、神奈川県最低賃金専門部会長名の「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」の写しを、配付していますのでご確認ください。

それでは、会長よろしく願いいたします。

【会 長】

それでは第409回神奈川地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日の議事録の署名でございますが、

私と、

労働者側 林克己委員

使用者側 上谷委員

でよろしく願いいたします。

【会 長】

それではさっそく議事に入らせていただきます。

まず、神奈川県最低賃金の改正決定についてですが、本日まで専門部会において慎重な審議を重ねてまいりました。これについては、神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書として取りまとめられています。

その経過について、事務局から説明してください。

【事務局：賃金室長】

はい、7月31日から本日まで、専門部会において、精力的にかつ慎重な審議が重ねられてきましたが、労使の見解は一致を見ませんでした。

このため第4回専門部会において、最終的には公益委員が「時間額1,012円、引上げ額1円」を提案され、採決が行われたところ、

労働者側委員は全員賛成

使用者側委員は全員反対

公益委員を含め賛成多数という結果となり、今お配りしている「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」がまとめられました。

【会 長】

では、事務局で専門部会の報告書を読み上げてください。

【事務局：専門監督官】

(「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」読み上げ)

【会 長】

専門部会の報告について、参加されていない委員も含めて、何か御意見、御質問はありますか。

【上谷委員】

よろしいでしょうか、報告書に関しては今読み上げていただいたとおりです。コロナの中での最低賃金をどうするのかという議論だったと思いますが、労働側と使用者側の意見の隔たりが大きくて、公益委員の皆様もなかなか難しい判断を迫られたことと思います。使用者側の意見にも真摯に耳を傾けていただいて、難しい判断をされたということに敬意を表したいと思います。

今、公益委員の先生方の見解が読み上げられました。その中心を

なす①から⑦まで、労働側意見、使用者側の意見を聴いて決めたということが書かれていたかと思います。③から⑦は使用者側の意見を書いてもらいましたが、結論として1円アップということに関しては、使用者側としてはどうしても賛成することができません。やはり、これまでの使用者側の見解、公益の見解にも出てきたとおり、雇用の継続が最優先だと思っています。経済拡大局面においては、労働側の主張にありました、処遇改善や最低賃金の機能改善、これと雇用の維持継続、拡大が両立できるのでしょうか、今はとても両立できる状況ではない。各事業者は非常に困難な状況に直面しているわけで、結果として1円引上げ、ということは、雇用の継続が最も優先されるものでは必ずしもなかったという結論だと、使用者側は受け止めざるを得ない。

地域ごとの議論というのも当然あってもよいと思いますが、最低賃金額が東京が1013円、神奈川は1011円、その次の3番目の大阪と比べると47円差、50円近い差で、Dランクの地方にいたっては700円台と、神奈川県とは200円以上の差がある。そういった地方との実情を考慮するという事は当然理解できる。しかし、神奈川は本当にそうなのでしょうか。もう一つは使用者側の見解に出てきました有効求人倍率0.85の急落、全国で見ても確かワースト3、沖縄と滋賀に次いで神奈川は有効求人倍率が悪い。そのような中で、地方の特性を考えて神奈川の最低賃金がどうあるべきかを考えたときに、やはり使用者側としては1円上げるべきだという判断には、とても賛成できるものではありません。

従来以上に強い姿勢で反対であるという見解を述べたい。

【大竹委員】

これまでも繰り返し述べさせていただきましたが、今のコロナの状況の中で、多くの事業者が緊急融資などいろいろな制度を使ってかろうじて踏みとどまっている。歯を食いしばって今頑張っている状況

です。この先どうなるか分かりませんが、おそらくこの秋以降が一つの大きな正念場になってくるかと思えます。そういう中で、何か一つのきっかけで、ガタッと倒れるという状況も出てくると思えます。これまで経験したことのない今年の中で、最低賃金1円引上げということが、頑張っている中小企業の方々にどのように受け止められるのか、どういう影響が出てくるのか、きわめて懸念するところであります。私どもとしても1円アップということに関しては、強く反対という意思を表明せざるを得ないと考えているところです。以上です。

【栗原委員】

なぜ、中央で現状維持と決まったのに、1円を上げなければならないのか。これが非常に頭の中に残るんですね。

公益の先生方も悩まれたと思えます。できれば、皆様のお悩みを一言でもお伺いできればと思えます。

私としては引き上げというのは論外ということで反対したいと思えます。

【会 長】

公益の見解について説明します。

簡単に言いますと、なぜ1円引上げるかと言いますと、最低賃金を引上げることが果たして雇用にどのように影響するのかということがはっきりしない。最低賃金を引上げることが果たして、これだけの理由で労働者を解雇するとか、雇用しないという結論になるのかということ。確かに、最低賃金が20円、30円上がれば、雇用への影響も考えられますが、若干の引上げということは雇用にそれほど影響を及ぼすといは考えにくい。公益委員としては、それよりも、最低賃金の本来の意義、つまり特に低賃金で働いている人の生活を改善するためには最低賃金を上げるしかないわけですね。労働組合に加入している人であれば、団体交渉を通じて賃金1円を上げることが可能にな

る。しかし組織化されていない非正規労働者や外国人労働者など、最低賃金ぎりぎり働いている人の生活を改善するには、最低賃金を引上げるしかない、確かに経済的にはコロナの影響でだいぶ厳しい状況になるかもしれませんが、それと同時に、最低賃金近傍で働く労働者の生活改善を意識して、労働側の1円引上げという主張を公益として支持したということです。

【会 長】

では、ここで採決をさせていただきたいと思います。

それでは、専門部会長報告書のとおり、

時間額 1,012円、引上げ額 1円

とすることについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

【事務局：専門監督官】

賛成の委員の方7名です。

【会 長】

反対の方、挙手願います。

【事務局：専門監督官】

反対の委員の方6名です。

【会 長】

それでは、賛成多数と認められますので専門部会の報告書のとおり、神奈川県最低賃金については、時間額1,012円と決定させていただきます。

【会 長】

では、これを局長に答申するということになりますので、事務局は

案文を配布してください。

【事務局】

(事務局は答申文案を配付)

【会 長】

それでは、事務局で読み上げてください。

【事務局：賃金室長】

(答申文案読み上げ)

【会 長】

はい、ありがとうございました。

ただいまの答申文案について、何かご意見はございますか。

【会 長】

特にないようでしたら、これで答申したいと思います。事務局は用意してください。

それでは答申したいと思います。

(会長から局長へ答申文手渡し)

【局 長】

ありがとうございます。

【事務局：専門監督官】

ここで局長からご挨拶させていただきます。

【局長】

ただ今、神奈川県最低賃金の改正について、答申を頂戴いたしました。

た。ひと言御礼のご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、御多忙のところ、また連日大変暑い中、真摯に御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

本年度における神奈川県最低賃金の改定につきましては、コロナ禍におきまして、リーマン・ショック以来11年ぶりに引上げ額の目安が示されないといった中で、大変難しい御審議をお願いしたわけですが、7月31日から4回にわたって、精力的に御審議をいただいて本日答申を頂戴したところでございます。厚く御礼申し上げます。

当局といたしましては、今後10月以降の発効に向け、所要の手續に万全を期したいと考えております。

また、引き続き、最低賃金の引上げの影響の大きい中小企業ないし小規模事業者に対する支援策等の活用促進に努めてまいりますとともに、いただきました答申文に記載された各事項につきまして適切に対応してまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、最低賃金の支援をはじめ、労働行政の運営に対しまして、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御礼のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

【会 長】

それでは、事務局から今後の発効までの手続き等について説明願います。

【事務局：賃金室長】

本日答申要旨の公示を行います。公示期間は本日を含めて16日間ですので、異議申立の期限は8月20日までとなります。

発効日については、異議の申立てがあった場合の審議の結果にもよりますが、官報公示の手續きを経て、公示1か月後に最低賃金の効力

を発生します。最短で手続きが進みますと、法定発効日が10月1日となります。

【会 長】

事務局は各手続き等よろしくお願い致します。そのほか、連絡事項はありますか。

【事務局：賃金室長】

次回審議会は、先ほど説明したとおり、異議申出がありました場合には、審議会を開催することとなります。本日公示しますと異議申し出期限が8月20日となりますので、その翌日8月21日（金）に審議会を予定したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。なお、同日、特別小委員会を開催いたしますので、小委員会メンバーの委員は出席をお願いいたします。

【会 長】

では、以上をもちまして第409回神奈川地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様にはご協力誠にありがとうございました。

〈 閉 会 〉